

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 3 号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第17号様式中

「

月途中の小規模多機能型居宅介護 利用前の居宅サービス等の利用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（サービス名）
-----------------------------------	--

」

を

「

月途中の 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 利用前の居宅サービス等の利用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（サービス名）
--	--

」

に改め、「居宅介護（介護予防）支援事業所又は」の次に「看護小規模多機能型居宅介護事業所、若しくは」を加える。

第17の2号様式中「又は」の次に「看護小規模多機能型居宅介護事業者、若しくは」を加える。

第18号様式中「サービス利用票（兼住宅（介護予防）サービス計画）」を「年 月 分 サービス利用票（兼住宅（介護予防）サービス計画）」に、

「

保 険 者 名		居宅介護(介護予防)支援事業者又は(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者事業所名及び担当者名	
---------	--	---	--

」

を

「

保 険 者 名	
---------	--

」

に改める。

第 19 号様式中「サービス提供票」を「年 月 分 サービス提供票」に

、

「

保 険 者 名		居宅介護(介護予防)支援事業者又は(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者事業所名及び担当者名	
---------	--	---	--

」

を

「

保 険 者 名	
---------	--

」

に改める。

第 20 号様式中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票（第 20 号様式を除く。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。